



# The 12th ASIA MEDICAL SHOW 2015

## 第12回アジアメディカルショー 出展申込書

申込先 FAX: **092-406-2467**

下記の通り出展を申し込みます

申込日 平成 年 月 日

ふりがな			
会社・団体名			
英文会社名			
所在地	〒		
代表者	役職	ふりがな	
		氏名	
出展 担当者名 所属(役職) 及び所在地 <small>(上記と異なる場合は ご記入下さい)</small>	所属 役職	ふりがな	
		氏名	
	所在地	〒	
	TEL		FAX
E-mail			

会員・一般の区別	A. 会員 (所属団体名 ) <small>※会員とは主催者及び日本医療機器産業連合会の会員</small>	B. 一般
医療・福祉 機器関連	会員 ¥180,000 × [ ] 小間 = [ ] 円	
	一般 ¥220,000 × [ ] 小間 = [ ] 円	
医療・福祉以外 または販売など	¥250,000 × [ ] 小間 = [ ] 円	
展示方法 (4小間以上の方はいずれかに○印をつけて下さい)	A. 並列	B. ブロック

電気の使用	A. 使用する (単相100V _____ W・単相200V _____ W・三相200V _____ W) B. 使用しない <small>※AMS電気配線工事基準・・・1小間あたり2口コンセント1個、単相100V500W、ブレーカー1個</small>	
給排水・都市ガス・圧縮空気の使用	A. 必要 (水・ガス・空気)	B. 不要
主要出展物 <small>製品名をご記入下さい</small>		
出展物分類 <small>該当項目に○をつけて下さい</small>	1. 診断用機器 2. 治療用機器 3. 病院設備 4. 放射線診断器 5. 在宅介護機器 6. 医療情報システム 7. 臨床検査機器 8. 医療関連機器 9. 薬剤機器 10. 医療環境機器 11. その他 ( )	

受付日 月 日  
No. .

印刷物 希望	ポスター..... 招待状(リーフレットタイプ).....	枚 枚
-----------	----------------------------------	--------

第12回アジアメディカルショー事務局  
〒810-0073  
福岡市中央区舞鶴3丁目1-27 第2理研ビル2F(株)日本ジーニス内  
TEL 092-406-2598 / FAX 092-406-2467 / E-mail info@12thams.com

※希望枚数が多い場合は調整させていただきます

# 第12回アジアメディカルショー 出展規約

## 【1. 規約の履行】

出展者は以下に述べる各規約および主催者から提示された「出展のご案内」および出展申込企業を対象に行う「出展者説明会(小間位置・装飾等説明会)」で配布する「出展の手引き」の各規定(以下に説明する出展に関する規約の一部記載されています。)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展の申込の拒否、出展の取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

## 【2. 出展資格】

- 2-1. 出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に明示した開催目的・展示品目等に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は本展示会の出展基準に従い、製品・サービスなどが展示に適するか否かを決定することができます。
- 2-2. 出展申込書に不足または不備があると主催者が判断した場合、主催者は出展をお断りする権利を持ちます。
- 2-3. 出展申込みを正式に受理した後も、出展企業において「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消すことができます。

## 【3. 出展申込みおよび出展料の支払い】

- 3-1. 出展申込書は原則原本をお送りください(FAXで受付可)。なお、出展申込書および出展規約、その他のすべての提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保存してください。
- 3-2. 事務局は出展申込受領後、各出展者の担当者あてに請求書をご送付いたします。  
出展者は支払い期限までに指定の銀行口座へお振り込みください。手形によるお支払いは、お受けしておりません。振込み手数料は出展者のご負担にてお願いします。期日までに出展料を完納しない場合は、出展者の都合により出展を取消したものとみなします。

## 【4. 出展の取消し】

出展申込後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出たうえ、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

書面による取消し申し出期間～2015年3月31日まで…出展料の50%、  
書面による取消し申し出期間 2015年4月1日以降…出展料の100%  
※「プログラム協賛、各種広告協賛」のキャンセルについても同上の取消し規定が適用されます。

## 【5. 小間位置の決定】

- 5-1. 展示スペースは主催者が決める小間の配置、形状に基づきレイアウトし、主催者が決定します。
- 5-2. 出展者は決まった展示スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 5-3. 主催者は、出展申込キャンセルなどが発生した場合、状況により小間のレイアウトを独自に変更することがあります。

## 【6. 書類の提出】

出展申込受付後に、出展者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。

## 【7. 展示に関する規定】

- 7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。ただし、共同出展の届出企業についても、同様の扱いとなります。
- 7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。
- 7-3. 装飾・展示などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する「出展の手引き・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければならない。
- 7-4. 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はその指導に従うものとします。
- 7-5. 出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為を行ってははいけません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。
- 7-6. 出展者は、出展会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7-7. 会場・会場周辺において展示会会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(前記7-4および強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為、法律・法令に違反する行為)があったと主催者が判断した場合、その時期を問わず、出展の中止または次回以降の本会主催展示会の出展申込拒否を主催者は行うことができます。また、出展者はこれに従うものといたします。
- 7-8. 展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。
- 7-9. 出展者は主催者に届け出た後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。

## 【8. 損害責任】

- 8-1. 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- 8-2. 出展者はその従業員・関係者・代理店・装飾・運送会社の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備等に対するすべての損害について、すみやかに損害額の全額を賠償するものとします。
- 8-3. 主催者は、天災、その他不可抗力の原因により会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償いたしません。
- 8-4. 主催者は準備期間および会期中、ならびに撤去期間の自然災害、火災・爆発等の大規模事故、交通機関の遅延、社会不安、感染症、盗難などによって生じた出展者および関係者の損害は補償いたしません。